

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を

65歳の方の余命の平均は、男性で19年、女性は24年と言われており、農家の方は更に長寿と言われています。老後の安心して豊かな生活に備え、ぜひ農業者年金にご加入ください。

農業者年金の加入要件 農業に従事されている方なら誰でも加入できます

60歳未満、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事される方

であれば、どなたでも加入することができます。配偶者や後継者など、ご家族の農業に従事される方も加入できます。

◆少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益により、将来受け取る金額が決まる積立方式・確定拠出型の年金です。

◆保険料は自分で選べ、いつでも見直しをすることができます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます。(月額2万～6万7千円の間で千円単位) 経営の状況や老後設計に応じていつでも見直しすることができます。

まだまだあります。こんなメリット▼

税制面で大きな優遇措置があります

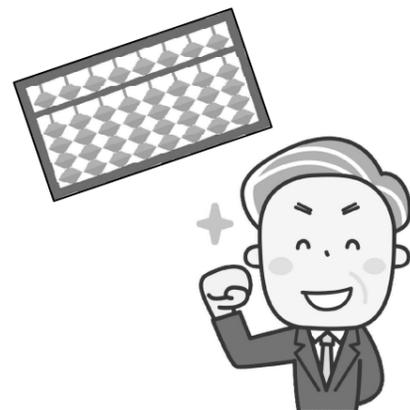
- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます)

保険料支払いによる節税効果の試算例

課税所得が150万円(税率15.1%)の場合

- ① 農業者年金に未加入
150万円×15.1%=226,500円
- ② 農業者年金に加入
(保険料月額2万円、年額24万円)
(150万円-24万円)×15.1%=190,260円

①-②=36,240円の節税!



終身年金で、80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。もし80歳より前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。お近くのJA窓口までお問い合わせください。

認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者や青色申告をされている方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。



保険料の国庫補助対象者	国庫補助額	
	35歳未満	35歳以上
認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
青色申告者であり、認定農業者、認定就農者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者、後継者	10,000円	6,000円
認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に認定農業者かつ青色申告者となることを約束した後継者	6,000円	

※国庫補助額は月額保険料月額2万円を固定に対する補助額(割合)です。

ちょっとお得なお話

農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金に加入する必要があります。加入すると、月額400円を国民年金保険料に加算して納付します。受給時には納付月数×200円の金額を、老齢基礎年金に加算して受給できます。

つまり、年額で総掛金の半分に相当する額を受け取ることができ、2年間で掛け金の元が取れる有利な終身年金です。

(例) 30歳から60歳まで付加年金をかけた場合(30年)

総掛金 400円(月額)×30年(360ヶ月)=144,000円

受給額(年額) 200円×30年(360ヶ月)=72,000円

受給開始後、2年で元が取れる!



**農業者年金については、農業委員会事務局か
近くのJA窓口までお気軽にお尋ねください。**